金融庁監督局保険課 御中金融庁検査局総務課調査室

一般社団法人全国銀行協会 業務部

「『保険会社向けの総合的な監督指針』及び『保険検査マニュアル』等の 一部改正(案)」に対する意見等の提出について

平成25年12月10日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり意見等を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以 上

〇 「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「保険検査マニュアル」等の一部改正(案)への意見等

項番	該当箇所	意見等	理由
1	・保険会社向けの	・ 保険会社による「監査等の手法として、無予	・ 保険募集人に関しては、募集形態や特性に応じて
	総合的な監督指	告での訪問による監査等を実施できる態勢の	保険会社による管理が行われるべきと考えられ
	針 (本編) 改正案	整備」が新設されているが、業法により一定	る。
	$\lceil II - 4 - 3 - \rceil$	の態勢整備義務等が定められている者が生命	・ その点、銀行においては、業法により一定の態勢
	1(2)④ウ」	保険募集人または損害保険代理店である場合	整備義務が定められている等により、適正な募集
	・ 同上「Ⅱ-4-3	は、対象外としていただきたい。	態勢の確立に向けて、すでに適切な措置が講じら
	-5(2)⑧ウ」		れているものと考える。
	・保険検査マニュ		・また、業法上の検査に加え、保険会社が無予告で
	アル改定後「保険		銀行の営業店等に来訪し、書類の提出やヒアリン
	募集管理態勢の		グを求めた場合、業務への過大な負荷が懸念され
	確認検査用チェ		る。顧客への手厚いサービス提供のためにも、保
	ックリストⅢ1		険会社による管理は、募集人に対する既存の業規
	⑥(ii)ハ」		制も勘案したものとされるべきである。
2	保険会社向けの総合	・ 本規定にもとづいて、保険会社が社内規則等	・ 同じ商品性の保険商品について、引受保険会社に
	的な監督指針(本編)	や保険募集方法を定める際、商品の特性等に	よって取扱いが異なることがあれば、特に乗合代
	改正案「Ⅱ-4-5-	鑑み可能な限りにおいて、適用対象とする保	理店での顧客対応等に支障が生じることが懸念
	1-1(4)	険商品の範囲や、「高齢者」の定義について、	される。
		金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	・ また、投資信託や保険商品といった金融商品の種
		(本編)「IV-3-1-2(3)①」が参照する日本	類によって取扱いが異なる場合も、複数の種類の
		証券業協会の自主規制規則等と目線を合わせ	金融商品を提供する金融機関において、態勢整備
		るべきことを明示するべきではないか。	に向けた円滑な対応が困難になる虞がある。